

第3回新市建設計画作成等小委員会 次第

日 時： 平成15年10月8日（水） 午後4時00分から
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

1 開会

2 議題

(1) 提案事項

協議新市第3号	新市の事務所の位置について（協定項目4）	（資料1）
協議新市第4号	地域審議会の取扱いについて（協定項目6）	（資料2）

(2) 合併に係る基本的事項について

①合併の方式について（協定項目1）

②新市建設計画に係る事項について（協定項目25）

（資料別冊「新市建設計画策定に向けて」）

(3) その他

・今後の新市建設計画作成等小委員会開催日時について （資料3）

3 閉会

新市の事務所の位置について（協定項目第4号）

新市の事務所の位置に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	新市の事務所の位置
調整方針	新市の事務所の位置は、現在の一宮市役所の位置（一宮市本町2丁目5番6号）とする。 現在の一宮市役所を一宮庁舎、尾西市役所を尾西庁舎、木曽川町役場を木曽川庁舎と呼称する。

協議状況	
提案	平成15年10月8日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

(参考資料：分庁方式の場合の「新市の事務所の位置」に関する調整方針の先進事例)

新市名	調整方針
千曲市	新市の事務所の位置は、現在の更埴市役所の位置とする。 現在の更埴市役所を更埴庁舎、戸倉町役場を戸倉庁舎、上山田町役場を上山田庁舎と呼称する。 新庁舎を建設する場合には、新市において検討する。
瑞穂市	新市の事務所の位置は、本巣郡穂積町大字別府 1288 番地とする。 現在の穂積町役場を穂積庁舎、現在の巣南町役場を巣南庁舎とする。
東かがわ市	新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入 1 8 4 7 番地 1 とする。 ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。
西東京市	新市の事務所の位置は、田無市南町 5 丁目 6 番 1 3 号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。

地域審議会の取扱いについて（協定項目第6号）

地域審議会の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	地域審議会の取扱い
調整方針	<p>尾西市及び木曾川町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。）第5条の4の規定による地域審議会を設置する。</p> <p>設置については、別紙「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月8日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

(参考資料：「地域審議会の取扱い」に関する調整方針の先進事例)

新市名	調整方針
千曲市	<p>更埴市、戸倉町及び上山田町のそれぞれの区域に、合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく、地域審議会を設置する。</p> <p>構成員の定数・任期・任免等、組織及び運営に関する事項については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 更埴地域審議会・戸倉地域審議会・上山田地域審議会とする。</p> <p>(2) 所掌事項 (ア) 設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。 (イ) 設置区域に係る新市建設計画の執行状況及びその他必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。</p> <p>(3) 組織 (ア) 各審議会の委員数は、20人以内とする。 (イ) 委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 ・学識経験を有する者 ・公募により選任された者5人以内</p> <p>(4) 任期2年とする。</p> <p>(5) 設置期間合併の日から10年間とする。</p>
田原市	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併前の赤羽根町の区域を対象とする地域審議会を設置する。</p>
周南市	<p>合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置する。</p> <p>設置に当たっては、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。</p>
あさぎり町	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を新町において設置する。</p> <p>各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。</p>
新居浜市	<p>別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定による地域審議会を置く。</p>
南アルプス市	<p>地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置する。</p> <p>設置については、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。</p>
加美町	<p>中新田町、小野田町及び宮崎町の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会を新町において設置する。</p> <p>各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。</p>
大船渡市	<p>三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。</p>

地域審議会の設置等に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の尾西市及び葉栗郡木曾川町の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(名称及び所管区域)

第2条 各審議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
尾西地域審議会	合併前の尾西市に属する区域
木曾川地域審議会	合併前の葉栗郡木曾川町に属する区域

(所掌事項)

第3条 審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項（※基金設置の場合）
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員をもって構成し、その定数は、次のとおりとする。

- (1) 尾西地域審議会 10人以内
- (2) 木曾川地域審議会 10人以内

2 審議会の委員は、その所管区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の定数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その所管区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(資料の提出等の要請)

第8条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、〇〇市報酬及び費用弁償に関する条例(〇〇年〇〇市条例第〇〇号)の定めるところによる。

(設置期間)

第10条 審議会の設置期間は、平成17年〇〇月〇〇日から平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 各審議会の庶務は、それぞれ市長が定める部課において処理する。

(雑則)

第12条 この協議に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この協議は、平成17年〇〇月〇〇日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この協議の施行後最初に開催される審議会の会議は、市長が招集する。

今後の新市建設計画作成等小委員会の開催日程について

今後の新市建設計画作成等小委員会開催予定

	日 時	会 場
第4回	平成15年10月21日（火）午前9時30分から	一宮スポーツ文化センター2階第3会議室
第5回	平成15年11月28日（金）午前9時30分から	一宮地場産業ファッションデザインセンター2階第1会議室
第6回	平成15年12月22日（月）午後3時00分から	一宮地場産業ファッションデザインセンター2階第1会議室

(参考：協議会開催予定)

	日 時	会 場
第3回	平成15年10月28日（火）午前9時30分から	木曾川町役場2階中央公民館講堂
第4回	平成15年12月25日（木）午後2時00分から	尾西市商工会館3階研修大ホール